

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社再建において債権者から金融支援を受ける手段の一つに、リスケジュール(リスケ)がある。
リスケとは、元本の年間弁済額を減額したり、弁済の据置期間を設けたりすることで、債務返済期間を繰り延べることである。通常リスケが行われる際には、金利の減免と合わせて債権者と条件の交渉が行われることが多い。
- ② 劣後ローンは、一般に長期返済となっており、また、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定が認められているなど、資本的性質があると認められると考えられる。このように、償還条件や金利等の借入条件が資本に準じた借入金は、当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うことになる。
- ③ 要注意先とは、金利減免、棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者のことをいう。
- ④ 申立費用などの直接倒産費用および法的整理の長引きによる資産劣化などの間接倒産費用を回避することは、私的整理のメリットである。したがって、再生ならば一般的に法的整理よりも私的再生のほうが望ましいとされるが、債権放棄や金利減免や返済猶予といった債務リストラ措置を講じて企業の過剰債務を解消させねばならず、これは必ずしも容易ではない。
- ⑤ 金利減免は、経営難に陥った企業等の債務者に対する貸付金の金利を、契約よりも軽減し又は伸長することである。減免を受けられる対象債務者は、通常、再建見込みのある会社に限られ、減免幅は金融庁の基準に従って決定される。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とする。この法律における「特定債務者」とは、金銭債務を負っている者であって、支払不能に陥るおそれのあるもの若しくは事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの又は債務超過に陥るおそれのある法人をいう。
- ② 特定調整法における特定債務等の調整とは、特定債務者及びこれに対して金銭債権を有する者その他の利害関係人の間における金銭債務の内容の変更であり、担保関係の変更その他の金銭債務に係る利害関係の調整はこれに含まれない。
- ③ 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。この調停条項は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。
- ④ 特定調停に係る事件の係属する裁判所は、事件を特定調停によって解決することが相当であると認める場合において、その成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又はその円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、一定の場合をのぞき特定調停の目的となった権利に関する民事執行の手続の停止を命ずることができる。
- ⑤ 当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したとき又は調停に代わる決定がなされ、異議申立期間が経過したときは、調書の記載又は決定は裁判上の和解と同一の効力を有する。従って、調書の記載又は異議申立期間が経過した決定は和解調書や確定判決と同様に債務名義となり、これに基き強制執行をすることができる。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 民事再生手続において、再生債務者は再生手続が開始された後もその業務を遂行しまたはその財産を管理し、若しくは処分する権利を有するとされている。その場合、再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実に、前項の権利を行使し、再生手続を進行する義務を負うと定められている。
- ② 民事再生手続において、裁判所は、民事再生の申立があった場合に、必要があるときは、利害関係人の申立または職権により、監督委員による監督を命じることができる。この場合、裁判所は、1人または数人の監督委員を選任し、かつ監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定することになり、監督委員の同意を得ないでした行為は原則無効である。
- ③ 民事再生手続において、裁判所は、民事再生の申立があった場合に、再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の継続のために特に必要があるときは、民事再生申立につき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命じることができる。この場合、裁判所は、1人または数人の保全管理人を選任することになり、保全管理人が選任されると、再生債務者の業務の遂行および財産の管理処分をする権利は、保全管理人に専属することになる。
- ④ 民事再生手続において、再生手続に参加しようとする再生債権者は、再生手続開始決定と同時に定められた債権届出期間内に、一定の事項を記載した裁判所所定の書式の届出書を裁判所に提出しなければならない。ただし再生債権者がその責めに帰することができない事由によって債権届出期間内に届出をすることができなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をすることができる」とされている。
- ⑤ 民事再生手続においては、再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合、債権及び債務の双方が債権届出期間の満了前に相殺敵状になったときは、再生債権者は時期にかかわらず、再生計画の定めるところによらないで相殺をすることができる。債務が期限付であるときも同様である。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社更生法においては、窮境にある会社について更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該会社の事業の維持更生を図ることを目的とする、と記載されており、申し立ての対象となるのは株式会社限定されている。
- ② 会社更生法においては、破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合等の更生手続開始の原因となる事実があるときは、当該会社について更生手続開始の申し立てをすることができる、とされている。なお申し立ては当該会社の他一定の要件を満たす債権者もすることができるが、株主には申し立てをする権利はない。
- ③ 会社更生法においては、裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、かつ、更生債権等の届出をすべき期間及び更生債権等の調査をするための期間を定めなければならない、とされている。また、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属するとされている。
- ④ 会社更生法においては、更生計画で、1) 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更 2) 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人 3) 共益債権の弁済 4) 債務の弁済資金の調達方法 等の事項に関する条項を定めなければならないとされている。
- ⑤ 会社更生法においては、更生会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権等の弁済を受けなければ事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる、とされている。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① プレパッケージ型手続きとは、スポンサー企業との間で支援方法や金額などの詳細についてあらかじめ合意しておく倒産手続きであるが、主要債権者との合意は不要である。
- ② プレパッケージ型民事再生手続においては、債務者企業の経営陣は原則的に引き続き経営にあたる。会社財産の処分権も有することができるので、一層の早期再建が可能になる。
- ③ DIP型会社更生手続は、従来の会社更生法の運用においては旧経営陣が管財人に選任されることはなかったが、当手続きは旧経営陣の一部を改めて管財人に選任するため、債務者にとって利便性の多い会社更生法を利用できるものとして注目を集めている。
- ④ プレパッケージ型手続きにより混乱を招くことなく事業を継続できるため、事業資産の劣化を食い止められる可能性は上がる。
- ⑤ 破産法による手続は、裁判所が選任した破産管財人が、裁判所の監督のもとで進める手続きであり、公平、公正な清算を行うことを目的としている。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① バブル崩壊等の経済情勢の影響を受けて着手されたわが国の倒産法制の抜本的見直し作業は、個別手続ごとに立法化する手法がとられ、平成12年4月に民事再生法が和議法にかわる倒産法として新たに施行されたほか、さらに同15年4月に改正会社更生法が、同17年1月に改正破産法が施行された。
- ② 旧破産法では、破産債権の届出は、最後配当の除籍期間内に債権調査ができるように行えば足りたが、改正破産法では一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出が制限されることとなった。また届出破産債権については、新たに債権調査期日制度と債権調査期間制度とが設けられた。
- ③ 改正破産法において、配当手続についての最も大きな改正点は、最後配当の条項が置かれ、原則として1回の配当によって、迅速に管財事務を終了させることが期待されることになったことである。また最後配当に際しては、旧破産法の裁判所が除斥期間を指定する制度は廃止され、破産管財人のなした配当公告の効力発生日、又は裁判所への配当通知の完了報告の日から2週間が除斥期間となった。
- ④ 改正破産法において新たに導入された制度に担保権消滅許可制度がある。これは破産管財人が担保権の目的物件を任意売却する場合に、裁判所の許可を得てその物件に設定されている担保権を消滅させ任意売却代金の一部を破産財団に組入、破産債権者への配当原資とすることを可能とさせる制度である。
- ⑤ 旧破産法では、破産宣告前の原因に基づいて生じた租税債権は財団債権とされ強い批判が加えられてきた。そこで、改正破産法は、破産手続開始前の原因による租税債権については、破産手続開始時に納期限が到来前のもの又は納期限から1年を経過していないものみに財団債権の範囲を限定した。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業リストラクチャリングを行うM&Aの手法の一つとして事業譲渡がある。事業譲渡は会社の事業の全部または一部を他の会社に移転することである。事業譲渡は合併や会社分割などの画一的な組織的契約とは異なり、売買契約によるものであるため、事業譲渡対象となる資産や負債を自由に選択することができる。その反面、個々の資産・負債・権利義務などの移転について、個別の手続が必要となるため、煩雑になり、コストもかかることになる。
- ② 事業譲受会社の企業グループが100億円以上の国内売上高である場合で、かつ30億円を超える他の会社の事業譲受を行う場合、事業譲受会社は公正委員会へ事前届出を行わなければならない。ただし、事業譲渡会社と事業譲受会社が同一企業グループに属している場合は届け出る必要はない。
- ③ 会社分割では、会社法などの規定に従って手続を行えば、対象とする事業に関する権利義務を承継することが可能である。しかしながら、当該事業に関して分割会社が取得していた許認可を、会社分割に伴って承継会社が承継できるかどうかは、各許認可の根拠となる法令が、承継の可否などを個別に定めているため当然に承継できるわけではない。
- ④ 事業譲渡により、事業譲受会社は事業譲渡契約で定められた債務を引き継ぐが、負債を個別に移転するため、簿外債務を引き継ぐリスクは低い。一方、事業譲渡会社は、債務譲渡の行為そのものにより、当該債務の免責を受けられるわけではなく、債権者の個別の同意を得なければ免責されたことにはならない。
- ⑤ 私的整理における事業譲渡が詐害行為に該当する場合には、事業譲渡会社の債権者は、詐害行為取消権の行使によって、事業譲渡を取り消すことができる。しかし、会社更生手続による事業譲渡の場合は、事業譲渡の実施を含む計画案が債権者集会で可決され、裁判所が認可しているという点から、取り消されることはない。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業リストラの一環として行われる手法の一つに、合併があげられる。合併の対価には、自社の株式以外にも現金も用いることができる。加えて存続会社の親会社の株式も用いることもできる。このようなケースは「三角合併」とも呼ばれている。
- ② 合併は株主に重大な影響を与えるものであるので、略式手続及び簡易手続などの特別の定めのある場合を除き、原則として株主総会の特別決議が必要である。
- ③ 合併においては、会社の権利・義務は包括的に承継され、個々の債務の移転につき債権者の承諾は必要ない。そのため、合併を行うためには特段の債権者保護手続を行う必要はない。
- ④ 合併においては、効力発生日の事前及び事後に、合併契約書の他会社法施行規則に規定される書類を、存続会社、消滅会社両方の本店に備え置く必要がある。
- ⑤ 合併の無効については、訴えをもってのみ主張することができるものとし、提訴期間（効力発生日から6か月以内。ただし株主総会決議の取消事由に基づくときは決議後3か月以内。）や提訴できる者が制限されている。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社が会社分割等の組織再編を行うに当たり当該組織再編が法令又は定款に違反していても、平成26年の会社法改正までは事前に当該組織再編をやめるよう請求することは原則としてできず、それに反対する株主が株式買取請求権の行使により当該組織再編の効力を停止させるか、当該組織再編の効力が生じた後になって組織再編無効の訴えを起すしかなかった。
- ② しかしながら、一度組織再編の効力が生じた後に、事後的にその組織再編無効の訴えを起こせるとしても、組織再編の効力を事後的に否定することは法律関係を錯綜させるおそれがあった。そこで、平成26年に改正された会社法（改正会社法）により、略式組織再編以外の組織再編についても差止請求制度が創設された。
- ③ またいわゆる濫用的会社分割についても、平成26年の会社法改正までは実質的な債権者保護手続きが規定されておらず、詐害行為取消権、商号続用責任の類推適用、法人格否認の法理等により対抗せざるを得ないのが実情であった。
- ④ そこで改正会社法において、濫用的会社分割対策として残存債権者に会社分割における承継会社・設立会社に対する直接請求権を認める条文が新設された。これは現行民法の詐害行為取消権とほぼ同様の要件となっている。
- ⑤ 改正会社法における濫用的会社分割対策として新設された新制度（本件新制度）と現行民法の詐害行為取消権のもっとも大きな相違点は、本件新制度は裁判外でも請求できるが詐害行為取消権は訴えによらなければならない点であり、この点においては債権者としての実質的な利便性が高まったといえる。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業リストラの一環として行われる手法の一つに、株式譲渡があげられる。中小企業について株式譲渡を検討する際には、譲渡制限の有無が重要な要素となる。すなわち、株式を譲り受けようとする側は取締役会もしくは株主総会に否決されれば株式の入手が不可能になるため、再建スキームに大きな影響が出る可能性があるためである。
- ② 譲渡制限が付されている会社の株式の場合には、会社に対して取締役会もしくは株主総会での譲渡についての承認を行うよう請求することができるが、これは譲渡側、譲受側のどちらからも可能である。
- ③ 上場会社に株式譲渡のスキームを使う場合には、金融商品取引市場を通じて株式を取得することについては、市場上での活動の自由が保証されている。そのため金融商品取引法上、TOBによる買い付けの場合を除いて株式の取得にあたり報告等は一切強制されていない。
- ④ 買収防止策の一環として、重要な自社の株式の譲渡について、ライセンス契約や代理店契約などの重要な契約に対してチェンジオブコントロール条項が付されている場合がある。株式の譲渡又は譲受に際し、事業や会社の根幹をなす前提が揺らぐような場合、実質的に株式の異動に制限を課すことになるためである。
- ⑤ 銀行業を営む会社は、原則他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得又は保有してはならないとされている。

問題 1 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 株式会社が新株予約権を発行するときは、1) 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 3) 当該新株予約権を行使することができる期間、などを新株予約権の内容として定めなければならない。
- ② 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権について、1) 募集新株予約権の内容及び数 2) 募集新株予約権を割り当てる日などの募集事項を定めなければならないが、この決定は取締役会の決議によらなければならない。
- ③ 株式会社は、募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対し、1) 株式会社の商号 2) 募集事項 3) 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所 4) その他法務省令で定める事項を通知しなければならない。
- ④ 株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数を、申込者が引き受けようとする募集新株予約権の数よりも減少することができる。
- ⑤ 株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、新株予約権の区分に応じその定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

問題12)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 株式交換とは、会社が発行済株式の全部を他の会社を取得させ完全に親子関係となることを言い、株式交換により完全親会社、完全子会社となりうる会社の形態はともに株式会社に限られる。
- ② 株式交換に関する法律には、株式交換の手続の詳細を規定する会社法、投資家保護の観点から一定の場合について開示義務を定める金融商品取引法、主に公正且つ自由な競争を促進する観点から一定の取引分野の競争を実質的に妨げる株式の保有を規制する独占禁止法などがある。
- ③ 株式交換をするためには、当事会社において、当事会社の商号及び住所、完全子会社となる会社の株主に対して交付する対価・割り当てに関する事項等、一定の事項を定めた株式交換契約を締結する必要がある。
- ④ 株式交換の効力は、株式交換契約において株式交換の効力発生日と定められた日にその効力が生じるが、債権者異議手続が終了していない場合または株式交換を中止した場合には、株式交換の効力は生じない。
- ⑤ 株式交換に際して、当事会社は、株主に株式買取請求の機会を与えるため、株式交換の効力発生日の20日前までに、株式交換をする旨並びに相手会社の商号及び住所を通知又は広告し、株主は、株主総会に先立って、当該会社に対して、株式交換に反対する旨の通知をし、かつ、株主総会において株式交換に反対した場合には、株式交換の効力発生日の20日前からその前日までの間に株式買取請求権を行使することができる。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 企業再建の初期段階で行われる手続として、法務デューデリジェンス（DD）がある。法務DDとは、対象企業あるいは事業について法的側面からの調査を行うことである。
- ② 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過言ではない。そのため、調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- ③ 法務DDの内容は、具体的には事業活動における法的リスクの調査、企業価値算定を行う上での法的事項に関連する増減要因の有無、事業再生スキーム立案に向けての障害事項についての調査などである。
- ④ DDは法務のみならず、ビジネスDD、会計・財務・税務DD、人事DDなどが同時進行で進められている。そのため、各DDの担当者間で情報を共有しあうことで、他のDDに有用な情報を与え、また自己のDDに見落としがないかを随時確認することが必要となる。
- ⑤ 外部環境や企業活動の将来の予測を行うことは一般的に困難である。そのため、法務DDでは安全性・確実性の観点から現時点における事実関係の調査が最も重要とされており、将来の可能性に関する判断や金銭的影響の判断は行わない。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 経営者が、会社の債務について、個人で連帯保証している場合、会社が債務不履行に陥って経営者がその債務を弁済した場合、経営者は、会社に対して、求償権を取得する。このとき、会社に財産がない場合、経営者は、求償権があっても行使しない又は放棄することも考える必要がある。
- ② 経営者が、個人で会社に対し、資金繰りを良くするために貸し付けを行っている場合がよくある。この場合、弁済期が来ても資金繰りをつけられない場合には、経営者はその債権の放棄を考える必要がある。
- ③ 経営者の保証が個人所有の不動産に担保設定を行いその範囲内で保証責任を負うことを物上代位というが、会社が債務不履行に陥ると、経営者はその当該不動産の競売もしくは任意売却等により自ら弁済することになる。この場合、弁済したとしても、会社に対し、債務履行能力がなければ、経営者はその弁済した金額について債権放棄を余儀なくされる可能性がある。
- ④ 会社の経営が順調に行かなくなったときに、それまでの経営の仕方及び、現在生じている問題に対してどう対処するかについて問われることになるが、それを経営者責任という。その問題の生じ方について、民事面、刑事面での対処方法がある。債権放棄については、民事面での対処方法の一つであるが、債権放棄したからといって刑事面での責任が免責されるわけではない。
- ⑤ 会社の経営責任が問われたときの一つの対処方法として、代表取締役の辞任、解任があげられるが、仮に辞任又は解任されたとしても、会社の債務について、別途、個人で保証をしていれば、会社の債務を弁済する責任を負う。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 小規模個人再生では、手続の簡易化のため、管財人、監督委員、調査委員も選任することはできない。ただし、裁判所の補助を行う機関の必要性は存在するため、個人再生委員という機関が設けられている。個人再生委員は、裁判所が必要と考える場合にのみ選任され、その職務は、「再生債務者の財産および収入の調査」、「再生債権の評価に関する裁判所の補助」、「適正な再生計画案作成のための勧告」に限定される。
- ② 給与所得者等再生では、再生計画案に対する再生債権者の決議はなされないから、弁済計画による弁済がその収入に照らして法律の定める要件を満たすものであることが、客観的に確認できなければならない。また、再生計画の弁済期間は、原則3年間（最長5年間）である。
- ③ 個人債務者が持家を失うことなく、経済生活の再建を図ることができる手続として創設されたのが、「住宅資金貸付債権に関する特則」である。住宅資金貸付債権についての再生計画の条項、すなわち住宅資金特別条項の対象となる再生債権は、住宅の建設もしくは購入に必要な資金だけであり、住宅の改良に必要な資金の貸付にかかる債権は認められない。
- ④ 給与所得者等再生では、再生計画認可決定が確定した場合において、債権調査手続で確定した無担保再生債権に対する再生計画に基づく弁済総額が、再生計画認可決定時に破産が行われた場合の配当総額を下回り、または可処分所得による最低弁済額条件の要件を満たさないことが明らかになったときは、債権者の申立てにより、再生計画を取消することができる。
- ⑤ 住宅資金貸付債権に関する特則において、住宅ローン以外を目的とする担保権が、住宅に設定されている場合には、特別条項（期限の利益回復方式、弁済期間延長方式など）を定めることはできない。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社がある従業員に対して別の会社へ出向することを求める際、当該従業員が、会社が提示した出向先・出向条件等を含めてその出向に同意した場合、その同意を出向における「個別的同意」という。
- ② あらかじめ就業規則またはその一部である出向規程又は労働協約等で、会社が従業員に対して出向を命じることができること、出向を命じられた従業員は出向する義務があること、その他出向条件等が定められているときは、従業員はそれらの規則・規程を前提にして入社しているとみなし、これを出向における「包括的同意」という。
- ③ 出向の場合は、その命令に対し従業員の同意は必ずしも必要とはしないが、就業規則や労働協約に出向に関する規定を定めていない場合も原則的に同意は必要としない。
- ④ 転籍の場合、従業員が従前に勤務していた企業との労働契約は終了し、転籍先の企業に労働契約の全てが移転する。出向との大きな違いは、出向は出向元との労働契約関係が継続するが、転籍は転籍元との労働契約関係が完全に消滅することになる。従って、転籍した労働者の労働条件は、転籍先の会社が定めるものとなる。
- ⑤ 出向は、長期の出張と類似する点があるが、出張の場合、出張先にはその社員に対する業務の指揮命令権はなく、出張社員と出張先との間には雇用関係は発生しない。また、労働時間や休日などの労務管理上の規定は出向先の就業規則が適用されるが、定年・退職金制度などの労働契約上の地位に関する事項については、出向元の就業規則が適用される。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 整理解雇とは、懲戒解雇などとは異なり、従業員側に解雇される責任がなく、企業側の都合によって一方的に労働契約が解約される解雇形態である。したがってその運用にあたっては、従来よりいわゆる「整理解雇の4要件」が考慮され、近年は労働環境の変化にともない、4要件を補充する要件として金銭給付を行うことが認められてきている。
- ② 4要件の一つに「人員削減を行う経営上の必要性」がある。これは「経営が悪化した」という事実を具体的な経営指標や数値をもって、どの程度経営状態が悪化しているのか、どの程度の人員削減が必要であるのかを客観的資料に基づいて説明する必要があるとされている。
- ③ 4要件の一つに「十分な解雇回避努力」がある。これは一般に、残業規制、配転・出向、新規採用の抑制・停止、非正規従業員の雇止め、希望退職募集などが挙げられるが、何をもって十分な解雇回避努力と認めるかは、事案により異なりうる。
- ④ 4要件の一つに「被解雇者選定の合理性」がある。これは被解雇者の選定に関しては、客観的な選定基準の設定に加え、当該基準の合理性が求められる。何が合理的な基準かは、個々の事案ごとに判断されるが、一般的には、懲戒処分歴や欠勤率等の会社への貢献度に基づく基準、扶養家族の有無等の労働者の生活への打撃の程度を考慮した基準などが考えられる。
- ⑤ 4要件の一つに「整理解雇手続の相当性」がある。この場合労働組合との協議は、労働協約等に解雇協議条項が存在しない場合にも信義則の観点から必要とされる。また、労働組合の組合員でない労働者に対しても、整理解雇の必要性、具体的実施方法等について、十分に協議・説明し、理解を求める努力が必要とされる。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社分割の際、雇用契約を分割対象とするかどうかについては、会社法上、個々の労働者の意思の有無は要件として特に明記されていない。そのため、労働者の権利を保護すべく、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(労働契約承継法)が制定されている。
- ② 労働契約承継法上、会社分割に際し承継させる事業に関連して、労働者をその事業に主として従事する者(主務職員)と主務職員でない者とに分類している。
- ③ 労働契約承継法上、会社は承継させる事業への主務職員、分割対象となる主務職員でない者及び労働組合に対して、書面による通知を行う必要がある。
- ④ 労働契約承継法上、主務職員については、会社分割に際し分割対象として定められていない場合だけでなく、分割対象として定められている場合にも異議申立権を有する。
- ⑤ 労働契約承継法上、主務職員でない者については、分割対象として定められている場合のみ異議申立権があるが、会社との合意は特に必要なく、異議申立を行えば労働契約は事業を承継する会社には引き継がれない。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 金融検査マニュアルにおいて貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する、とされている。そして、その算定金額の検証にあたっては原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証するものとされている。
- ② 金融検査マニュアルにおいて正常先の個別貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本であるが、今後1年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる、とされている。
- ③ 金融検査マニュアルにおいては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行い、また個別貸倒引当金は每期必要額の算定を行う、とされている。
- ④ 金融検査マニュアルにおいて、破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上し、通常今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる、とされている。
- ⑤ 金融検査マニュアルにおいて、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者毎にⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか直接償却する、とされている。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 「RCC企業再生スキームとは、金融再生法により、整理回収機構（RCC）において企業再生に積極的に取り組むべきことが定められたことに伴い、公的な使命を担う機関として、RCCが債権者として又は主要債権者である一金融機関から受託されて取り組む債務処理としての企業再生案件の手續や依拠すべき基準等の準則として、RCCがまとめたものである。
- ② RCCを利用する場合の留意点は、金融検査マニュアル上の取り扱いである。すなわちRCC企業再生スキームを利用した場合でも債務者区分はそのまま据え置かれて上位区分へと移すことができないことから、金融機関の意向が重要なポイントとなる。
- ③ RCC企業再生スキームは、基本的には信託機能を利用した仕組みである。その仕組みは「企業再編ファンド」方式、「管理型ファンド」方式、「管理信託」方式の大きく三種類に分類される。
- ④ RCC企業再生スキームを利用した再建計画に基づく債権放棄等において、債務者側は、再生計画成立を持って「再生計画認可等に準ずる事実」に該当し、資産の評価損益を計上して、期限切れの欠損金を青色欠損金に優先して損金算入することができる。
- ⑤ RCCが信託機能を活用したスキームの一つとして挙げられるのが、「金外信託方式」である。RCCは、金融機関から、債権者間の調整等の業務を受託し、債権者合意に至った場合は、当該債権について入札を実施、落札者と金外信託契約を締結する。RCCはその資金を持って金融機関から債権を購入し、再生計画等を実施する。